

令和4年度

定期監査（工事監査）結果報告書

八戸市監査委員

（令和5.2）

八 監 第 63 号
令和 5 年 2 月 17 日

八戸市長
熊 谷 雄 一 様
八戸市議会議長
寺 地 則 行 様

八戸市監査委員 大 坪 秀 一
八戸市監査委員 倉 成 美納里
八戸市監査委員 五 戸 定 博

定期監査（工事監査）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 4 年度定期監査（工事監査）を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

1	監査の対象	7
2	監査の主な着眼点	7
3	監査の主な実施内容	7
4	監査の実施場所及び日程	7
5	監査の結果	7

1 監査の対象

番町線電線共同溝整備工事

2 監査の主な着眼点

- (1) 法令等に適合した設計となっているか。
- (2) 積算の数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (3) 工事施工計画は適切か。
- (4) 設計図書どおり施工されているか。
- (5) 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。

3 監査の主な実施内容

工事監査は、八戸市監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 契約関係書類及び設計図書等の調査、関係職員からの聞き取り及び工事現場の現地調査を行った。
- (2) 技術的調査については、工事技術に関する専門的知識を必要とすることから、公益社団法人大阪技術振興協会へ委託し、技術士の派遣を得て、設計図書等の調査及び現地調査を実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 八戸市庁ほか
- (2) 日程 令和4年11月1日から令和4年11月2日まで

5 監査の結果

当該工事における契約事務、計画、設計、施工、監理等については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、公益社団法人大阪技術振興協会から報告された調査結果は、別添「令和4年度工事技術調査結果報告書」のとおりであるが、改善・指導等の助言をされた事項については、関係部署において早期に検討のうえ対処されたい。

建築・土木工事を所管する部署においては、今回の工事技術調査結果報告書を参考として技術水準の維持・向上による組織のレベルアップを図り、今後も質の高い公共工事が行われることを期待するものである。

八戸市

令和4年度

工事技術調査結果報告書

令和4年11月30日

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門） 熊井 文孝

調査実施日： 令和4年11月1日（火）・2日（水）

調査場所： 八戸市庁本館3階 議会第三委員会室及び当該
現場

監査執行者： 八戸市 代表監査委員 大坪 秀一

監査委員 倉成 美納里

監査委員 五戸 定博

調査立会者： 八戸市 監査委員事務局職員（別掲）

調査対象工事： 番町線電線共同溝整備工事

工事主管課： 道路建設課

工事担当課： 道路建設課

目 次

I. 調査担当者	…	1
I-1 調査機関	…	1
I-2 担当技術士	…	1
II. 調査概要	…	1
II-1 調査の目的	…	1
II-2 工事内容調査並びに説明者及び立会者について	…	1
II-3 工事概要	…	2
III. 調査結果	…	4
III-1 総括的所見	…	4
III-2 個別的所見	…	4
1. 書類調査及び聞き取り調査における所見	…	4
(1) 工事着手前における事項	…	4
1) 計画・設計について	…	4
2) 積算について	…	5
3) 契約に関する書類について	…	5
(2) 工事着手後における事項	…	6
1) 施工について	…	6
2) 工事監理（監督）について	…	7
2. 現場調査における所見	…	8
(1) 工事看板等現場掲示物の確認について	…	8
(2) 現場の保安措置について	…	8
(3) 現場施工状況について	…	8
(4) 今後の工事における要望事項について	…	8
IV. その他の所見	…	9

I. 調査担当者

I-1 調査機関

公益社団法人 大阪技術振興協会

理事長 吉田 邦晃

住所 550-0004 大阪市西区靱本町 1-8-4

大阪科学技術センタービル 504号室

電話番号：(06)6444-4798

I-2 担当技術士

熊井 文孝(建設部門・総合技術監理部門)

登録番号：23096号

II. 調査概要

II-1 調査の目的

当該工事は、八戸市の中心市街地において、リニューアルされた美術館の開館に伴い歩行者の増加が見込まれることから、電線共同溝整備による無電柱化により歩行者の安全空間の確保及び周辺環境との調和した空間形成を図る目的で実施するものである。

当該技術調査は、中心市街地における街路（歩道が確保されていない道路）において実施する無電柱化工事について、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査である。また、同調査は、八戸市監査委員より示された「令和4年度八戸市工事監査実施要領」の「工事監査実施上の主な着眼点」に基づき、計画、設計、積算、契約、施工、工事監理（監督）及びその他に関して、その合理性・経済性・有効性・透明性等の観点から検討・検証するものである。

II-2 工事内容調査並びに説明者及び立会者について

「番町線電線共同溝整備工事」の事前調査として、当該工事についての計画、設計、積算、契約、施工、工事監理（監督）、その他について、各担当者に対して、八戸市監査委員による工事監査実施要領の工事監査実施上の主な着眼点等に基づき事前質問書を作成し、回答を求めた。また、提出された回答に基づき、必要な部分について技術調査日（令和4年11月1日（火）及び2日（水））に各

担当者から補足説明を受けた。以下に当該工事調査における各説明者及び工事概要等について示す。

1. 工事内容説明者

○建設部

道路建設課	次長兼課長	畠山	智
	整備G副参事 (G L)	大川	需
	技査	木村	祐輔
	技師	石橋	正道

○財政部

契約検査課	課長	清水	啓仁
	工事契約G副参事 (G L)	番沢	啓司
	主査	大坪	恭花

○受注者 寺下建設株式会社

	土木部長	佐々木	久男
	現場代理人	川守田	信一

○調査立会者

監査委員事務局	事務局長	関川	義文
	次長	山村	力
	主幹	高橋	恭一

II - 3 工事概要

1. 工事場所 八戸市大字番町 地内
2. 工事件名 番町線電線共同溝整備工事
3. 計画概要

(1) 工事概要

施工延長 L=211.1m

開削土工	一式
電線共同溝工	一式
道路附属施設工	一式
舗装工	一式
排水構造物工	一式
区画線工	一式
構造物撤去工	一式
仮設工	一式

4. 契約年月日 令和4年3月10日
5. 工事請負者 寺下建設株式会社
6. 工事監理 自主監理
7. 契約工期 令和4年3月11日 ～ 令和5年3月24日（変更後）
8. 工事費
工事金額
設計金額：68,651,000円（消費税含む）
請負金額：66,000,000円（消費税含む）
請負率：96.1%（対設計価格）
9. 工事進捗率 計画59.6% 実施69.0%（令和4年10月末日現在）

Ⅲ．調査結果

Ⅲ－１ 総括的所見

当該工事場所は、八戸市美術館に面する道路（市道番町線）であって、背後の住宅地と中心市街地を結ぶ重要な道路であることから、新美術館開館に伴い歩行者の増加に対応する必要があるため歩行者の安全空間の確保及び周辺環境と調和した景観の形成を図るものである。

現在は電柱が道路の両側に建植されているため閉塞感を感じるが、一連の無電柱化工事が終了するとすっきりした空間を味わうことができる。

- 設計は、道路交通の安全性を確保しながら、一部夜間工事を含む工事で、安全を考慮している。
- 積算は、システムの管理が適正に行われ照査が適正に実施されている。
- 契約は、契約保証・前払保証が適正に行われ、現場代理人届、主任技術者届及び監督員通知等も適正に交わされている。また、特記仕様書で求めている「法定外労災保険の契約」は写しが適正に提出されていた。
- 施工における工程管理は、計画に沿って実施されている。
- 工事監理は、八戸市道路建設課の自主監理となっている。
- 工事は、電線管の組立が計画に沿って実施されていた。

以上、当該工事について計画、設計、積算、契約、施工、工事監理（監督）、その他などに関し確認したが、特に指摘する事項は見受けられなかった。

Ⅲ－２ 個別的所見

1. 書類調査及び聞き取り調査における所見

当該工事に関する設計図書、積算設計書、契約関連書類、工事関係書類などに関する書類調査及び担当者からの聞き取り調査を行った。

以下、主な調査の結果である。

(1) 工事着手前における事項

1) 計画・設計について

ア 本工事は、事業計画に基づき実施されるものである。

イ 当該工事施行の決裁手続きについて調査した。工事施行の決裁手続きは「八戸市事務の専決、代決等に関する規程」に基づき、決裁がなされていることを確認した。

ウ 設計は、法令等に適合しているか確認した。その結果、特に問題となる事項は見当たらなかった。

エ 設計に使用した基準等について、設計時の最新版であることを確認した。調査した資料名を以下に示す。

- ① 電線共同溝整備マニュアル（案） 令和2年3月 東北地方

無電柱化協議会

- ② 無電柱化推進計画に係る運用と解説 平成16年8月 無電柱化推進研究会

オ 当該工事に附している特記仕様書について、当該工事の全体について関係事項が網羅されており問題はない。

なお、以下の事項について、今後、受注者及び工事関係者に対し注意喚起することを検討されたい。

- ① 購入する主要資材の保管及び品質維持方法を樹立し施工計画書に記載すること。
② 土留め支保工及び路面覆工等の仮設工は、施工計画書に計画図を記載させること。

以上、計画・設計について特に指摘する事項はない。

2) 積算について

ア 積算に用いた参考資料の現物を確認し、積算時の最新版の基準書等を使用していることを確認した。特に問題となる事項はない。

- ① 「土木工事標準積算基準書」(共通編) 令和3年度版
国土交通省
② 「土木工事標準積算基準書」(河川・道路編) 令和3年度版
国土交通省
③ 「土木工事標準積算基準書」(電気通信編) 令和3年度版
国土交通省

イ 積算書の違算防止としての対応は、監督員、主任監督員及び総括監督員の3人体制で確認を行っているとの説明を受けた。適正であり問題はない。

以上、積算については特に指摘する事項はない。

3) 契約に関する書類について

ア 現場代理人及び主任技術者の届は、現場代理人等通知書により適正に提出されていることを確認した。

イ 受注者への担当監督員の通知は、監督職員の決定通知によって適正に受注者に通知されていることを確認した。

ウ 工事請負契約書及び工事請負変更契約書について、収入証紙の貼付金額及び割印は適正であることを確認した。

エ 履行保証、前払金保証及び法定及び法定外労災保険の加入は適正に実施されていることを確認した。

以上、契約に関する手続き、執行について特に指摘する事項はない。

(2) 工事着手後における事項

1) 施工について

ア 施工については、設計図書、契約書及び特記仕様書等に基づき施工計画書を作成し、設計図書等及び施工計画書に沿った標準的な施工管理が行われている。特に問題となる事項は見当たらない。

しかし、以下の点について今後施工計画書に記載することを検討していただきたい。

- ① 施工時間帯を明確に記載すること。
- ② 作業を中止した場合、その後工事を再開する場合の手順を明確にすること。

イ 工事は、基本的に建設業法及び労働安全衛生法の規則等に基づいて施工を行っているとの説明を受けた。妥当な対応である。

ウ 施工体系図を確認した。当該工事は、施工体制台帳の提出を請負業者に求め、丸投げなどの一括下請が行われていないことを確認している。特に問題となる事項は見当たらない。

エ 工程管理及び品質管理について調査した。工事週報及び工程管理表を使用して、打ち合わせを行い品質及び工程の管理を行っている。適正である。

以上、施工について現在までのところ問題はない。

(i) 施工管理関係

ア 施工計画書は、適正に提出され関係監督員による確認が行われたことを確認した。特に問題はない。

イ 一括下請がなされていないかについて聞き取り調査を行い、施工体系図を確認した。特に問題はない。

ウ 工事現場において、電線管設置状況を調査した。電線管は、使用するまで端部保護物が装着され使用直前に取り外された。また、丁寧な作業が行われていることを確認した。妥当な対応である。

以上、施工管理について、特に指摘する事項はない。

(ii) 品質管理

市街地の工事では、材料置場に適当な空き地がなかなか見つからない状況ではあるが、工夫して使用する材料の管理をお願いしたい。以下に現状の電線管の管理状況を調査したので示す。

ア 使用する材料承諾書が使用する前に提出されていることを確認した。また、「材料の保管方法」が承諾書に添付されていたが、管理方

法については施工計画書で述べるのが望ましい。特に問題はない。
イ 電線管は端部が厚手の袋で保護されていることを確認した。保護具の取り除きは、現場に運搬後組み立てる直前であった。適切な管理である。

以上、品質管理については、特に指摘する事項はない。

(iii) 安全管理

労働災害を防止するためには、安全衛生管理者のみならず作業員一人ひとりが、毎日担当する作業のリスクを考え、リスク対応を実行する以外に方法はないと言われている。このことを十分認識して現場運営することが重要である。今後竣工までの注意事項を以下に述べる。

ア 現在まで無事故無災害である。中心市街地の工事であるので、竣工日まで気持ちを緩めることなく安全管理を徹底していただきたい。

以上、安全管理については、特に問題はない。

(iv) 工程管理

工程管理は、令和4年10月末日現在、変更工程に対し進捗状況が勝っていることを確認した。

以上、工程管理は適正に行われており、特に問題はない。

(v) 使用材料管理（資材管理）

資材管理は、共通仕様書の管理項目に入っていないため見過ごされるものであるが、材料費は、契約金額の大部分を占めていることから、重要な項目の一つであるので管理の手順を施工計画書で定めることを検討されたい。

以上、使用材料管理（資材管理）については工事現場でも調査したが特に問題はない。

以上、これまで施工について調査してきたが、特に問題はない。

2) 工事監理(監督)について

工事監理は、自主監理で行っている。監督員による現場確認は、段階確認の外、不定期に現場を訪れ施工状況を確認しているとの説明を受けた。また、その際記録した内容についても確認した。記録によると確認日時・内容・対応した受注者職員名・打ち合わせ内容（対応が必要な場合は朱書きされていた）等が記載されており監督員としての監理は十分であった。

現状では問題は見られない。今後も、設計図書等に則り適切に監理を継

続すれば特に問題はない。

以上、工事監理（監督）はこれまでのところ適切に行われている。

2. 現場調査における所見

現場の状況について調査した結果、

- 作業現場の整理整頓は、カラーコーンとバーによって通路と分離され整然としていた。
- 現場付近の空き地に休憩設備が設けられ日除け用テントが設置されていた。
- 上記テント内には飲料水、道路使用許可書（写し）が設置されていることを確認した。

以上、現場における指摘事項は、特に見られなかった。

（1）工事看板等現場掲示物の確認について

- ア 現場掲示物について確認した。掲示物は、工事看板、工事予告看板等が工事現場入口付近に設置され、また、法定看板等も適正に掲示されており、特に問題はない。
- イ 建設業退職金共済制度加入済証が受注者事務所に掲示されていることを聞き取り確認した。妥当である。

（2）現場の保安措置について

- ア 工事現場は、片側通行の状態で作業が行われており、安全に配慮した保安体制で施工が行われていることから、特に問題はない。
- イ 作業場所は、路面より約50cm低い場所になっている。安全施設としてカラーコーンとバーが設置されていた。妥当な対応である。
- ウ 歩行者及び通行車両に対する掲示物は適正に掲示されていた。

以上、現場の保安措置状況は、問題となるところは見られなかった。

（3）現場施工状況について

工事の施工状況調査時は、配管作業が行われていた。作業は設計図書及び施工計画書に基づき行われており特に問題はない。

以上、現場施工状況は、特に問題となるところは見られなかった。

（4）今後の工事における要望事項について

- ア 中心市街地の工事であるので、「作業中の緊張の継続」が多いものと考えられる。今後の工事では基本的に忠実に作業に集中して行うように発注者及び受注者が協力して作業を進めていただきたい。

イ 昨今の自然災害は、極めて甚大な規模の被害が発生している。当該工事においても、強風による資機材の飛散・転倒等により、作業員に対する危害及び第三者に迷惑が及びかねないので対策を準備しておくことが重要である。

ウ 新型コロナウイルス感染症については、第8波の状況が近づいているとの情報もあるので、しっかりとした対応策を取り実行していただきたい。また、引き続き指導をお願いする。

IV. その他の所見

以上述べた以外で、特に指摘するところは見られなかった。

以上